

昭和三十二年法律第三十八号

特別とん税法

(課税目的及び課税物件)

第一条 別に法律で定めるところにより地方公共団体に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港には、この法律により特別とん税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「外国貿易船」、「開港」又は「純トン数」とは、とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第二条(定義)に規定する外国貿易船、開港又は純トン数をいう。

(課税標準及び税率)

第三条 特別とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

一 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数一トンまでことに二十円

(納税義務者)

第四条 特別とん税は、外国貿易船の船長(船長がその職務を行う場合には、船長

に代つてその職務を行う者。以下同じ。)が納付しなければならない。

2 外国貿易船の運航者が特別とん税の納付についての事務を当該外国貿易船の船長以外の者に行わせ、又は自ら行うことについて、税関長の承認を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該船長以外の者又は運航者が特別とん税を納付しなければならない。

(申告及び納付等)

第五条 特別とん税は、とん税にあわせて申告し、更正し、若しくは決定し、又は納付し、若しくは徴収しなければならない。

2 特別とん税及びとん税の納付があつたときは、その納付に係る金額の三十六分の二十一に相当する税額の特別とん税及び三十六分の十六に相当する税額のとん税の納付があつたものとする。

(とん税法の規定の準用)

第六条 とん税法第五条から第八条まで(申告による納付・更正及び決定等・非課税・純トン数の測度)及び第十条から第十一条まで(関税法等の準用・権限の委任・行政手続法の適用除外・不服申立て)の規定は、特別とん税について準用する。

(担保)

第七条 とん税法第九条第一項(担保の提供)の規定による担保を提供する者は、特別とん税の額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 とん税法第九条第二項(担保についての準用規定)の規定は、前項の規定により提供された担保について準用する。

(延滞税等)

第八条 とん税法第十条(関税法等の準用)(第六条において準用する場合を含む。)において準用する関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第十二条第一項から第五項までの規定によりとん税及び特別とん税に係る延滞税を納付すべき場合は、納付すべきとん税額及び特別とん税額の合算額について、これらの規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の三十六分の十六に相当する金額及び三十六分の二十に相当する金額を、それぞれとん税に係る延滞税の額及び特別とん税に係る延滞税の額とする。

2 第五条第一項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

3 国税徴収の例による場合において、とん税及び特別とん税に係る過誤納金があるときは、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十七条第一項前段の規定にかかるらず、未納のとん税及び特別とん税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

第九条 特別とん税及びとん税は、国税通則法の端数計算に関する規定の適用については、一の税目の国税とみなす。

(罰則)

第十一条 偽りその他不正の行為により、特別とん税を免れ、又は納付すべき特別とん税を納付しなかつた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、同項の例による。

3 前二項の場合においては、特別とん税を納付すべき者から、国税徴収の例により、直ちにその特別とん税を徴収する。

(両罰規定)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前条第一項又は第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対してこれらの項の罰金刑を科する。

(犯則事件の調査及び処分)

第十三条 関税法第十一章(犯則事件の調査及び処分)の規定は、特別とん税に係る犯則事件の調査及び処分について準用する。この場合において、同法第百四十七条第一項(通告処分の不履行)と告発)中「二十日」とあるのは、「四十八時間」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 1 外貨コンテナ貨物定期船(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の十二第一項第二号ニ(港湾運営会社の指定)に規定する外貨コンテナ貨物定期船をいう。次項において同じ。)のうち、国際基幹航路(同号ニに規定する国際基幹航路をいう。)で政令で定めるものに就航する外國貿易船が国際戦略港湾(同法第二条第二項(定義)に規定する国際戦略港湾をいい、同法附則第二十項において国際戦略港湾とみなされているものを含む。)で政令で定めるものに入港する場合における第三条第二号(課税標準及び税率)の特別とん税の税率は、当該外國貿易船が当該国際基幹航路に就航している期間に限り、同号の規定にかかるらず、当分の間、純トン数一トンまでことに三十円とする。

3 国土交通大臣は、財務大臣に對し、外貨コンテナ貨物定期船の名称その他前項に規定する税率の適用に關して必要な情報で財務省令で定めるものを提供するものとする。

附 則

昭和三十三年三月一(四日法律第一二号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日以内で政令で定める日から施行する。

附 則

昭和三四年四月二(〇日法律第一四八号)抄

1 (施行期日)
この法律は、昭和三七年四月一日から施行する。

附 則

昭和三七年四月二(日法律第六七号)抄

(施行期日)
この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

昭和三七年九月一(五日法律第一六一号)抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則

昭和三七年九月一(五日法律第一六一号)抄

1 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に關する経過措置は、政令で定める。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

